

山梨県障害者幸住条例福祉のまちづくりの改正の考え方

1 基本的な考え方

現行条例第3章に規定する「福祉のまちづくり」について、条例の整備基準と他法令等で定める整備基準を比較し、他法令で同等あるいはそれ以上の基準を設けているものがあれば削除するなど、内容を整理する。

2 比較する法令等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
 山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
 社会福祉施設の整備基準に係る各種条例

3 比較結果概要

延べ床面積2,000㎡以上の建物の基準については、概ね他法令の基準が上回る。
 駐車場、公園、道路の基準については、他法令の基準が上回る。
 詳細は別紙参照のこと

4 まちづくりの状況

過去10年(平成16年度から平成25年度)の特定施設建築等届出件数を特定施設で比較すると次のとおりとなる。

100件以上	社会福祉施設等、百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗
50～99件	教育施設等
10～49件	医療提供施設、娯楽施設等、共同施設、事務所 公会堂及び集会場、飲食店、理容・美容所
10件未満	文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設 体育館ほかスポーツの練習場、公衆浴場、複合施設